

- 平成21年中に支払った介護保険料の領収書
- 平成21年中に支払った国民年金の証明書並びに
国民年金基金の証明書

*実際の国民年金の証明書です（社会保険庁より発送済み）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所 横浜市

→ 切り取らなさい。

平成21年中（1月1日～10月1日）に納付していただいた
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日 平成 年 10月 2日

社会保険庁総務部経理課長



左の「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料を合計した額です。また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料を合計した額です。

年	納 付 対 象 月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成 20												済 済
平成 21	済	済	済	済	済	済	済	済	見	見		

平成21年中の納付済保険料額

①納付済	納付済保険料の証明額	139,800 円
------	------------	-----------

（ご参考）

②見込額	証明日から、平成21年中に納付が見込まれる保険料額	28,200 円
③合計額	②見込額がある場合の合計額 （①納付済＋②見込額）	168,000 円

- 上記の「①納付済」欄の証明額は、平成21年1月1日から10月1日までの間に納付していただいた保険料額の総額です。
- 上記の「②見込額」は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付していただいた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額・③合計額を表示しておりませんので、ご承知おきください。
 - ・既に他の年金制度（厚生年金保険等）の被保険者となっている場合
 - ・平成22年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の未納期間があるなど、今後の納付が予測できない場合等
- 平成20年中に、平成21年1月～3月分の保険料を前納されている場合、納付された日が平成20年中であるため、今回の証明額には含まれません。

→ 切り取らなさい。

◎口座振替で毎月納付されている方へ
保険料の納付期限は、翌月末日（末日が休日等の場合は翌月最初の営業日）です。このため、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）の口座振替日は、12月31日が休日のため、翌年1月4日となりますので、その保険料は見込額に含めておりません。（翌年分の控除対象となります。）

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ
●「③合計額」欄に額の記載がある方は、「③合計額」欄の額を申告してください。
●「③合計額」欄に額の記載がない方は、「①納付済」欄の額を申告してください。
これらの額で申告する場合は、申告書にこの証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。
ただし、証明日から12月31日までの間に、上記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左記の「①納付済」欄の額（②見込額がある場合は、「③合計額」欄）に加算した額を申告してください。その際は、加算した分の領収証書も添付等が必要です。

31111648272

- 平成21年分小規模企業共済掛金の証明書
- 平成21年分生命保険・簡易保険の証明書（一般用・個人年金用）
- 平成21年分地震保険料並びに旧長期損害保険料の証明書
- 平成21年分給与所得の源泉徴収票
- 平成21年分公的年金等の源泉徴収票
- 住宅取得特別控除を受けられる方は住民票・売買契約書
登記簿謄本・借入金残高証明書など一定の書類が必要です
（新規のみ）。2年目の方は、借入金残高証明書

決算書・確定申告書は自分で記入しましょう！！